

令和 5 年

第 6 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和5年 第6回 (定例)・臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和5年4月24日 午前・(後) 2時00分	両津地区公民館 3階 会議室
閉会日時	令和5年4月24日 午前・(後) 3時17分	
延会日時	令和 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 新発田 靖		池 典比古
1番委員 仲川 正道		瀧川 紀子
2番委員 池 典比古		
3番委員 瀧川 紀子		
4番委員 岩崎 奈美		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育次長	鈴木健一郎	社会教育課
教育次長 兼教育総務課長	磯部 伸浩	中央図書館長
教育次長補佐 兼社会教育課長	市橋 秀紀	世界遺産推進課
教育総務課	中田 薫	文化財室長
課長補佐	小林 唯美	文化財保護係長
総務係主任		
学校教育課	柳澤 正二	
課長	本間 智英	
管理主事		
傍 聴 人	(有)・無	1人
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目

議案第 24 号	佐渡市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について
議案第 25 号	佐渡市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について
議案第 26 号	佐渡市史跡佐渡奉行所条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について
議案第 27 号	佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の専決処理について
議案第 28 号	佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の専決処理について
議案第 29 号	佐渡市小木町伝統的建造物群保存地区保存活用計画の諮問について
議案第 30 号	小木町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 31 号	佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 32 号	学校医（耳鼻科）の委嘱に係る専決処理について
議案第 33 号	学校医（学校薬剤師）の委嘱及び担当校の変更に係る専決処理について
議案第 34 号	佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 35 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 36 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 37 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 38 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 39 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 40 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 41 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 42 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 43 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 44 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 45 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 46 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 47 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 48 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 49 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 50 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 51 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 52 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 53 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 54 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 55 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 56 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 57 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 58 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 59 号	佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱に係る専決処理について
議案第 60 号	佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について

議案第 61 号 佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について
 報告事項 1 学校情報について
 2 佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部改正について

次回会議開催日

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後2時00分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今から令和5年第6回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、池委員と瀧川委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 ・日程第2、議案第24号「佐渡市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について」事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教 育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月議会で博物館条例と植物園の条例を一本化しました。それに伴い7ページ第4条（旧）で「ただし、館長が特に必要と認める」を（新）では植物園が入ったため、新たに（佐渡植物園にあつては、園長。以下同じ。）を加えました。 ・それと、この条例の中の8ページで新旧対照表があります。（旧）では、申請書と承認書が分かれていましたが、（新）では、申請書と承認書を1枚にさせていただきました。そして、その後の3号と4号が2号と3号に繰り上がっていくということで、様式第2号の部分は削除して様式第1号になり、その後の3号が2号、4号が3号と繰り上がり番号が変わったことにより改正をいたしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ただ今の説明に対しまして質疑等ありますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・教えていただきたいのですが、減額と免除というのはどのような場合があるか、事例を教えてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教 育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・減額については、その負担を何割いただくとかということにしていますが、博物館の場合はほとんどが免除ということで考えておりまして、博物館の条例の規則の中でその免除にするというのは、小中高生で市内の学校が博物館を利用したときに免除をするということです。 ・あと市の友好交流協定等に基づくパス券をもっているとか、療養手帳を持っている方については免除をしていくということで、条例の方で免除するのを小中高とかは決めております。
<ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 ・いつぐらいに定まった条例になりますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教 育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前はどちらを使っていたか分かりませんが、合併した平成16年3月1日付でこの条例、規則ができております。
<ul style="list-style-type: none"> ・瀧川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・続けてですが、私も子どもたちと他の地域、一番近い新潟、長岡、新津とか、県内いろいろ見て回ったときに、この佐渡市の条例が決まってからは他のところがどのくらいで改善したか分かりませんが、やはり同じように市内小中教育活動により観覧の場合は免除というのがあります。あと、多いのが、最近、小中学生の土日、祝日の観覧は無料というのを、例えば新潟市歴史博物館みなとびあやあとは新津美術館が、土日は子どもたちが無料です。

<p>・市橋社会教育課長</p>	<p>他にも鉄道博物館や北方文化博物館、結構あります。あと1つは、療育手帳、障がい者手帳のある場合は、1級の場合は介助者1名も無料になりますし、障がい者の方は免除という形を取っているところが多いです。佐渡市の場合には大人と子ども、小中という値段の設定の分け方はありますが、免除に関して、新潟市や近隣の県と差があるような気がしております。観光シーズンで向こうから来られる方もそうですし、逆に佐渡市、もっと学生や子どもたちに博物館を利用していただきたい。この地域差が、随分前のままで残ってしまっていると思いますので、何か考えるきっかけになればありがたいなと思いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上です。 ・ ご意見ありがとうございます。合併してから16年となり、この見直しがなかったというところと、博物館の年齢的な考え方というのもなくったものが、今年から、社会教育施設、それ以外にも施設のところで65歳以上の方の無償化というのに今回取り組んでいきたいということで動き始めました。他市の状況を教えていただいたことで、土日の考え方とか、またしっかり考えていきたいということで、今まで博物館と植物園がばらばらだったものを少しずつ整理していきたいというところで、意見として聞かさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
<p>・新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
<p>・委員全員 ・新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおりに決することにご異議ありませんか。
<p>・委員全員 ・新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第24号「佐渡市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・ 日程第3、議案第25号「佐渡市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について」事務局の説明を求めます。
<p>・市橋社会教育課長</p>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館条例の施行規則の対象となる施設は、佐渡博物館、両津郷土博物館、相川郷土博物館、小木民俗博物館、植物園が佐渡市博物館条例の対象となります。議案第25号の佐渡市歴史民俗資料館条例の対象施設は新穂の歴史民俗資料館、小木にあります幸丸展示館です。この条例の一部規則の改正につきましても19ページの新旧対照表を確認願いたいのですが、先ほどと同じで申請書と承諾書を一本化したことによって番号が繰り上がってきたという内容でありまして、来館者の利便性を図っていきたく考えました。
<p>・新発田教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、ただ今の説明に対して質疑等ありますでしょうか。

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 25 号「佐渡市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・ 日程第 4、議案第 26 号「佐渡市史跡佐渡奉行所条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について」事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 ・新発田教育 長 ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 32 ページに新旧対照表がありますが、先ほどと同じように申請書と承認書を一つにしたということで、番号が繰り上がっていくという内容です。 ・ ただ今の説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。 ・ 議案第 24 号から第 26 号までほぼ同一の内容で対象の施設が違うということだと思います。こういうものを考えるときに、市民に対するサービスであるとか、学校の教育への協力であるとか、いろいろな角度があると思いますが、もう一つ、佐渡市は財源とのバランスを考えなければならない。そこで、数値的にお願いしたいのですが、議案第 24 号、第 25 号、第 26 号の施設の年度ごとの来館収入がどのくらいあったのか。この制度を利用することでどのくらいになる見込みなのか。特に令和 5 年度からは 65 歳以上が無料になりますので、それも合わせると相当の差が出てくるだろう。それを佐渡市から補填をしながら運営できるのか。これから展示物についても、施設設備についても大幅な見直しをしていかなければならない時代が来るのに、あまりサービスばかりはできない。しかも、自主財源の乏しい市でありますので、このことをやることで例えば国庫の補助のようなものが受けられるのか、そういうことを併せてお話しいただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 ・仲川委員 ・市橋社会教育課長 ・仲川委員 ・市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今、年度ごと（来館収入）については、令和 4 年度の申請件数で、一応大人が 1,158 人です。後で資料を出させてもらってよろしいですか。 ・ いいですよ。 ・ 今、私の持っている資料で、大人の入館者数が 1,158 人となっています。 ・ 今言っているのはどこのことですか。 ・ 佐渡博物館から奉行所まで入れて小中学生が 1,800 人、1,900 人ぐらいです。4 年度に減免申請があったものが、小学校については 24、中学校については 16 ですが、今持っている資料は不十分だと思いますので、もう一回確認して作り直します。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後からまた資料の提出をお願いします。 ・ その他ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。 ・ 質疑なし

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案は原案どおりに決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 26 号「佐渡市史跡佐渡奉行所条例施行規則の一部を改正する規則の専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・ なお、資料を後で提出するということでもあります。 ・ 日程第 5、議案第 27 号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の専決処理について」事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 磯部教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 27 号 4 ページ目の事務分掌の欄ですが、まず一点がスクールバスの関係、それから 5 ページ目の下段にあります学校図書の関係、それからもう一点が 6 ページ目にあります校務用、教育用パソコン、いわゆる IT 関係のところになります。 ・ これまでに議会の方からもハードとソフトのところは逆ではないのかと指摘いただいておりますので、今回、ソフトについては学校教育課で担当し、ハード（整備）については教育総務課が担当という形で分けさせてもらいました。もともと学校教育課だけの頃に学事指導係があり、その中で全部やっていたものを、教育総務課と学校教育課を分ける際に、皆さんが思うような分け方をしていなかったというところを今回直させてもらいました。 ・ それから、この案件にはございませんが、併せてご報告させてください。教育次長 2 人体制の役割分担につきましては、学校教育と社会教育の部分は鈴木次長が、私は教育総務課兼務ですので、教育総務課の方を担当するという形でご確認いただければと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案は原案どおりに決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 27 号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・ 日程第 6、議案第 28 号「佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の専決処理について」事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤学校教育課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年 3 月 31 日付で次のとおり佐渡市教育委員会スクールバス等運行

	<p>要領を一部改正しましたので、教育長に対する事務委任規則第2条の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料2ページ、3ページで先ほど磯部次長からも説明がありましたように、スクールバス等の運行に関しましては4月に教育総務課から学校教育課にその所管が移ったことにより、条項にあります「教育総務課」を「学校教育課」に改めるものと、様式にあります「教育総務課長」を「学校教育課長」に改める所要の改正を行ったものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・今のご説明で大体分かりましたが、今までと異なり、それぞれの申請の手法が変わってくる学校が出てくるかなと思います。その辺の徹底というのは十分に学校の方にされていて、学校の方もその辺はしっかりと承知して動いているかどうか。何かこの4月からということになると、最初は戸惑いがあるかなという感じがしますが、どうなのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・柳澤学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・確かに、まだ教育総務課に出される申請がありますので、その都度所管が替わったということはお伝えしておりますが、改めまして下旬に校長会や事務担当者会議がありますので、その際に所管の変更について再度周知をしていきたいと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・よろしくお願ひします。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、質疑なしと認めます。 ・これより採決いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・正治世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・よって、議案第28号「佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・それでは、日程第7、議案第29号「佐渡市小木町伝統的建造物群保存地区保存活用計画の諮問について」事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案につきましては、佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項の規定に基づく保存活用計画について、別紙のとおり佐渡市伝統的建造物群保存地区保存審議会へ諮問したいので、議決を求めます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、質疑なしと認めます。 ・これより採決いたします。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案は原案どおりに決することにご異議ありませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 29 号「佐渡市小木町伝統的建造物群保存地区保存活用計画の諮問について」は原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少しよろしいでしょうか。 ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手順について、世界遺産推進課長の説明では、議案として、諮問の可否を議決することになるわけですが、これは佐渡市教育委員会教育長の名前で審議会に出すから、この議決が必要だったということですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の仲川委員のご質問については、恐らく諮問は必要なのかということにつながっていくことだと思っております。それで、これにつきましては、佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例第 6 条の第 1 項というものにつきましては、保存活用計画で教育委員会は審議会の意見を聴くと定められていることから、こちらは諮問が必要になるということで、私の方からご説明をさせていただいたものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、法的な手順として、世界遺産推進課長なり、あるいはその上の部長なり、あるいは市長なりが諮問するということではないのですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい、あくまでも教育委員会です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会ですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、ただ今は手続きの確認ということでよろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ では次に、議案第 30 号から議案第 61 号まで及び報告事項 1「学校情報について」は、人事及び個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 挙手全員ですので、議案第 30 号から議案第 61 号まで及び報告事項 1 は秘密会とすることといたします。
	<p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 30 号「小木町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、正治世界遺産推進課長より説明する。 ・ 議案第 31 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、

市橋社会教育課課長より説明する。

- ・ 議案第 32 号「学校医（耳鼻科）の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 33 号「学校医（学校薬剤師）の委嘱及び担当校の変更に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 34 号「佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 35 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 36 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 37 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 38 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 39 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 40 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 41 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 42 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 43 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 44 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 45 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 46 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 47 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 48 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 49 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 50 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。
- ・ 議案第 51 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・柳澤学校教 育課長 ・新発田教育 長 ・仲川委員 ・柳澤学校教 育課長 	<p>て」、柳澤学校教育課長より説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 52 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 53 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 54 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 55 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 56 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 57 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 58 号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 59 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤学校教育課長より説明する。 ・ 議案第 60 号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、磯部教育総務課課長より説明する。 ・ 議案第 61 号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、磯部教育総務課課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 1 「学校情報について」、本間管理主事より説明する。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 2、「佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。 ・ 佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示です。当初の議案の方でも説明がありましたが、スクールバスの関係等につきましては教育総務課から学校教育課に所管が移ったということで、新旧対照表中、この事業の事務を教育総務課から学校教育課に変更する改正を行ったものです。 ・ それでは、ただ今の説明に対しまして質疑等ありますでしょうか。 ・ 前も同じような質問したと思いますが、この通学支援、実際の支出額はどれだけか、それから今後学校統合が進む場合にどうなっていくのか、その見通しがあるかと思いますが、いかがでしょうか。 ・ 通学支援の関係になります。小学校の定期につきましては 509 万 1,370 円です。 ・ 中学校の定期につきましては 1,333 万 2,740 円です。 ・ 定期とは別に、保護者等が近くのバス停とか、距離が遠いところの保護
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・委員全員 ・新発田教育 長 ・事務局 ・新発田教育 長 ・委員全員 ・新発田教育 長 ・新発田教育 長 	<p>者にお支払いする部分の支援として、小学校が 60 万 3,000 円です。中学校 が 57 万 8,000 円の支出です。これは、令和 4 年度末の数字です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考までにスクールバスの委託料ですが、小学校につきましては、3,145 万 6,025 円です。中学校につきましては 928 万 4,720 円です。これがスクー ルバスの通学支援等に係る費用になります。 ・ その他いかがでしょうか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項 3 「その他」ですが、何か事務局ありますでしょうか。 ・ 発言なし ・ その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 ・ 発言なし ・ それでは、ないようですので、日程第 40 報告事項はこれで終了いたしま す。 ・ 日程第 41、次回会議の開催日について事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、5 月 8 日（月）に臨時会、5 月 24 日（水）に定例会を開催 したい旨を説明した。】 ・ 以上で令和 5 年第 6 回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後 3 時 17 分終了</p>
--	--